

尾張旭市 障がい者基幹相談支援センター

尾張旭市では、身体・知的・精神などの障がいのある方への福祉等に関する相談窓口として市役所庁内に障がい者基幹相談支援センターを平成26年10月1日から設けています。

相談には、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家が相談にあたります。

この事業の実施にあたっては、尾張旭市から委託を受け実施しています。

(受託者：特定非営利活動法人サポート&ケア)

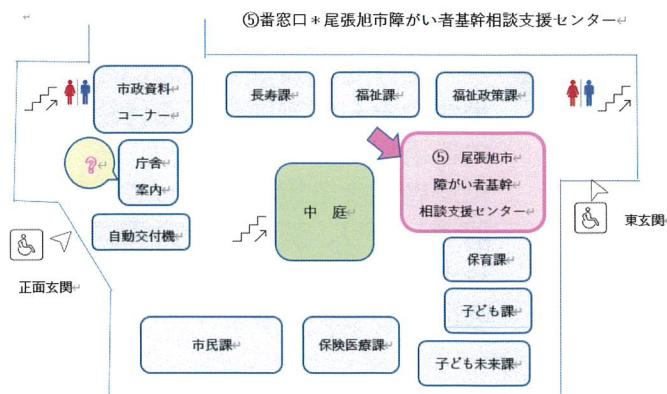
ご利用いただける方

1. 尾張旭市に住所がある障がいのある方と障がい児、その家族、支援者等

※障がい者手帳を取得していない場合や、難病の方、発達障がい高次脳機能障がいの診断を受けた方を含みます。

2. 地域の方や関係機関の方

尾張旭市役所南庁舎1階 見取り図



まずはご相談ください。

生活のこと、福祉サービスのこと、就労のこと、その他お気軽にご相談ください。

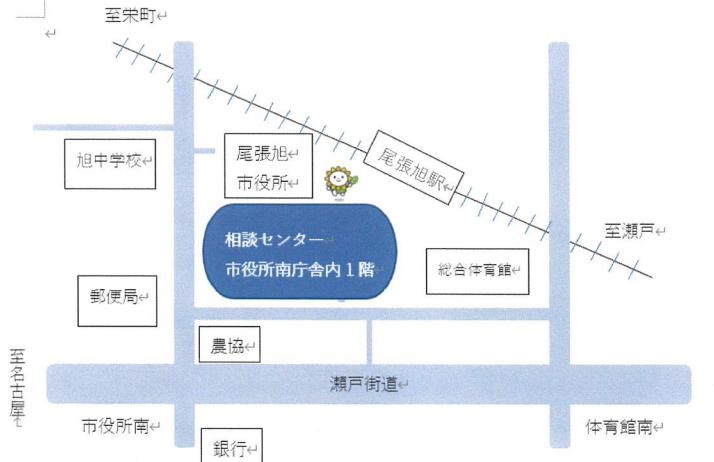
※電話相談や出張相談も致します。

☎ 0561-76-8140

- 相談は無料です。
- 個人情報は厳守します。
- 特定の立場に偏らず、公平性・中立性を確保します。



センター案内



尾張旭市 障がい者基幹相談支援センター

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1
(尾張旭市役所南庁舎1階)

TEL 0561-76-8140 FAX 0561-53-2280
e-mail asahisoudan@gctv.ne.jp

尾張旭市障がい者 基幹相談支援センター



ご案内 information



相談窓口の開設時間

月～金曜日 9:00～17:00
(土・日曜日・祝祭日、年末年始を除く)
開所時間は8:30～17:15となります。

※予約制ではありませんが、他の相談予約が入っている場合がありますので、相談を希望される場合は事前にご相談を頂ければ幸いです。

障がい者基幹相談支援センター



どんな相談にのってくれるの？

ホームヘルプサービスや短期入所などの障がい福祉サービス等の利用や手帳申請について情報提供や支援を行います。

行政機関や病院、福祉サービスの事業所を相談内容に応じて紹介調整します。

療育、教育、就労など、障がいのある方のライフステージに沿った相談、支援を行います。

心身の状況や生活上の希望などを聞き取り、本人や家族に必要なサービスや支援について記載した「サービス利用計画」を作成し、関係機関との連絡調整を行います。

障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行います。

- 障がいのある方やその家族の悩みごとの相談や困難事例への対応
- 障がいのある方の権利擁護や虐待に関する相談
- 関係機関（学校・福祉サービス事業所等）からの相談対応
- 相談支援事業所への専門的指導、相談支援専門員の人材育成支援
- 地域生活を支えるための地域のネットワークづくり・コーディネート
- 尾張旭市地域自立支援連携会議（自立支援協議会）の運営 etc.



相談者

相談



業務委託



当事者

ボランティア
団体

就労関係
機関



尾張旭市地域自立支援連携会議

行政機関

児童関係
機関

教育機関

サービス
事業所

医療機関

自立支援連携会議とは…

地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。つまり、「相談者と相談支援センターだけでは解決できない問題を地域のみんなで解決する仕組み」のこと。

参加者同士で協力し合って問題を解決したり、新しい社会資源を作り上げて地域を活性化させることを目指しています。